

「令和5年度障害者雇用プラスワン事業」企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度障害者雇用プラスワン事業

2 実施主体

宮城県

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 委託業務の目的

本県における障害者雇用の状況は、令和3年度にハローワークを通じた就職件数が1,918件と高い水準を維持している一方で、県内民間企業の障害者雇用率は、令和4年6月1日現在で2.21%と、依然として法定雇用率(2.3%)を下回っており、本県における障害者雇用の促進は喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、県内企業に対して、就職を希望する障害者を1人でも多く雇用し、さらに就業した方が企業に定着できるよう支援し、「まず1人」、「あと1人」の「プラスワン雇用」を働きかけることで、障害者雇用率の向上を目指すもの。

5 履行場所

宮城県内

6 支援対象

県内に本社、支社、事業所を設置する事業者等

7 委託業務の内容

(1) 企業訪問による障害者雇用の普及啓発及び業務選定(業務切出し、業務創出等)支援

障害者法定雇用率未達成企業を中心に訪問し、障害者雇用に係る普及啓発や情報共有に加え、業務切出しや業務創出等、障害者が担う業務の選定を支援し、「まず1人」「あと1人」の雇用を後押しする。

イ 普及啓発

各種支援制度や支援機関の紹介、障害者雇用の状況、各障害の特徴・特性、障害者雇用におけるCSR(企業の社会的責任)、障害者雇用好事例等について企業の担当者へ説明し、障害者雇用を促す。

ロ 情報収集・提供

障害者雇用に関する現状、企業が抱える不安や課題、見学・実習の受入れ、各支援機関の利用状況等について情報を収集する。収集した情報は、誰でも簡単に操作・閲覧できるデータに蓄積し、各関係機関へ提供する。なお、保健福祉部障害福祉課で実施する関連施策との連携を図り、障害者の企業での見学・実習の受入れ促進に努める。

(2) 障害者雇用の理解促進に関する取組

イ 企業向けセミナーの開催

企業の経営者や人事担当者等を対象に、障害の特性、雇用管理と職場定着、トラブル事例や成功事例に加え、テレワーク・在宅就労の導入のために有効なセミナーを開催する。また、企業へ講師を派遣し、企業の社員における障害者雇用の理解促進及び障害者の職場定着に資するための出前セミナーを実施する。

なお、企業向けセミナーにおいては、精神障害者の特性や支援事例・雇用事例等の紹介に特化したセミナーも開催する。当該セミナーでは、参加者間で質疑応答を含む意見交換等も行う。

ロ 特別支援学校、障害者雇用優良企業等見学会の開催

企業の人事担当者等における障害者雇用の理解促進に資するため、特別支援学校等の見学会を開催する。また、企業の経営者や人事担当者等を対象に、障害者雇用を積極的に実施している企業や、テレワーク・在宅就労に取り組んでいる企業において企業見学会を開催する。見学会では、参加者間で質疑応答を含む情報交換等も行う。

ハ 企業説明会・面接会の開催

特別支援学校と連携し、特別支援学校に通う生徒・生徒の保護者を対象にした企業説明会を開催する。また、一般求職者を対象とした説明会・面接会を開催するものとし、企業の要望に応じて個別開催やwebでの開催も行う。

ニ 「産・福・学」障害者の一般就労に向けた情報交換会の開催

産業（企業）、福祉（就労支援事業所）、学校（特別支援学校）の担当者を対象に、三者の相互理解の促進やネットワークづくりに向けた情報交換会を開催する。

(3) その他障害者雇用率の向上につなげるための取組

(1)、(2)のほか、受託者のノウハウや体制等を生かした障害者雇用率の向上につなげるための取組を実施する。

8 委託業務の達成目標

- (1) 企業訪問による障害者雇用の普及啓発及び業務選定支援等のための訪問企業件数 700件以上（再訪問含む。）
- (2) 企業向けセミナーの開催回数 14回以上
（うち4回以上は精神障害者の雇用をテーマとしたセミナーを開催）
- (3) 特別支援学校・障害者雇用優良企業等見学会の開催回数 20回以上
- (4) 企業説明会・面接会の開催 10回以上
- (5) 「産・福・学」障害者の一般就労に向けた情報交換会の開催回数 2回以上
- (6) 本事業を通じた就職件数 220件以上

9 委託業務の実施体制

(1) 実施体制の整備

本事業における上記7の業務をより効果的かつ効率的に実施できるよう適切な実施体制を整備すること。

(2) 研修等の実施について

当該業務に従事する者に対しては、受託者において、障害者に対する理解及び障害者雇用に係る知識を深めるための研修等を行うものとする。

10 注意事項

(1) 情報収集・提供

7 (1) ロの業務内容については、別途県から指示する。

(2) 広報等における県の役割

県は、事業実施に当たり関係機関や県内事業所へ事業実施周知等を行う。

(3) 関係機関との連携

本事業を実施するに当たり、宮城労働局、ハローワーク、宮城障害者職業センター、各障害者就業・生活支援センター、各特別支援学校等との連携について十分な調整を図るものとする。

(4) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。

11 秘密の保持等

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務で知り得た秘密を保持しなければならない。業務終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）（令和5年4月1日以降は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））を遵守すること。

12 その他

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由若しくは本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。

(2) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。

(3) 本業務は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。

(4) 本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続を進めているものであるため、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続の中止や契約の解除を行う。